

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)～(4)に示すとおりである。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1.大気汚染	<p>建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、0.040ppmとなり、評価の指標とした環境基準(0.06ppm)を下回る。 建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は、0.063mg/m³となり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³)を下回る。</p> <p>工事中の施行中</p> <p>工用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 工用車両の走行に伴う二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、0.035～0.038ppmとなり、評価の指標とした環境基準(0.06ppm)を下回る。 工用車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は、0.061～0.062mg/m³となり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³)を下回る。</p>
	<p>工事後</p> <p>設備の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度 設備の稼働に伴う二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、0.036ppmとなり、評価の指標とした環境基準(0.06ppm)を下回る。</p> <p>関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 関連車両の走行に伴う二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、0.035～0.038ppmとなり、評価の指標とした環境基準(0.06ppm)を下回る。 浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は、0.061～0.062mg/m³となり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³)を下回る。</p>

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2.騒音・振動	<p>建設機械の稼働に伴う騒音・振動 敷地境界における建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{A5})は、最大 69.3dB(計画地北西側敷地境界)と予測した。これは、評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成 12 年 12 月、東京都条例第 215 号)(以下、「環境確保条例」という。)の勧告基準(80dB)を下回る。 敷地境界における建設機械の稼働に伴う振動レベル(L_{10})は、最大 64.5dB(計画地北東側敷地境界)と予測した。これは、評価の指標とした「環境確保条例」の勧告基準(70dB)を下回る。</p> <p>工事用車両の走行に伴う騒音・振動 工事用車両の走行に伴う騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間で 65~67dB であり、予測地点、及び においては、評価の指標とした環境基準(昼間:70dB)を下回る。また、予測地点 においては環境基準(昼間:60dB)を上回るが、現況の騒音レベルが環境基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う増加分は 0.2dB であることから、工事用車両の走行を制限するなど工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。 工事用車両の走行に伴う振動レベル(L_{10})は、昼間で 42~50dB、夜間で 38~49dB であり、すべての予測地点において、評価の指標とした「環境確保条例」の規制基準(予測地点、及び では昼間 65dB、夜間 60dB、予測地点 では昼間 60dB、夜間 55dB)を下回る。</p>
2.騒音・振動	<p>設備の稼働に伴う騒音 敷地境界における設備の稼働に伴う騒音レベルは、等価騒音レベル(L_{Aeq})が昼間 48.8dB、夜間 40.4dB、騒音レベルの最大値(L_{max})が 49.4dB と予測した。これは、評価の指標とした環境基準(昼間 60dB、夜間 55dB)及び「環境確保条例」の規制基準(夜間 50dB)を下回る。</p> <p>関連車両の走行に伴う騒音・振動 関連車両の走行に伴う騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間で 66~68dB、夜間で 59~61dB であり、予測地点、及び においては、評価の指標とした環境基準(昼間:70dB、夜間:65dB)を下回る。また、予測地点 においては環境基準(昼間:60dB、夜間:55dB)を上回るが、現況の騒音レベルが環境基準を上回っており、関連車両の走行に伴う増加分は、昼間 2.8dB、夜間 0.3dB である。荷捌き車両の走行制限、アイドリングストップ等の指導の徹底、関連車両の極端な集中を回避するとともに、利用者に対してアイドリングストップを行うよう周知するなど、関連車両の走行に伴う騒音の低減に努める。 関連車両の走行に伴う振動レベル(L_{10})は、昼間で 43~49dB、夜間で 38~47dB であり、すべての地点において、評価の指標とした「環境確保条例」の規制基準(予測地点、及び では昼間 65dB、夜間 60dB、予測地点 では昼間 60dB、夜間 55dB)を下回る。</p>

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3.土壌汚染	<p>汚染のおそれのある土壌の掘削・処理等に伴う影響の程度</p> <p>計画地は、立川飛行機株式会社が昭和14年に会社の敷地として取得し、附属病院等が存在していたことから、土地利用の履歴等の状況を踏まえ、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく現地調査を実施した。</p> <p>現地調査の結果、「土壌の汚染に係る環境基準について」に基づく環境基準、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準及び「環境確保条例」に基づく汚染土壌処理基準を超える汚染土壌は確認されず、掘削工事により汚染土壌が計画地周辺へ拡散することはないものとする。</p>
4.日影	<p>冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>日影規制の対象である8時～16時までの間における日影は、計画地の西側から北西側で8時から12時頃までの間に最大で4時間程度、計画地の北側から北東側にかけての一部の範囲で12時から16時までの間に最大4時間程度、東側で1時間程度、計画建築物による日影が生じるが、計画地周辺の全てにおいて、日影規制を超過して日影が生じることはない。</p> <p>したがって、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を満足する。</p>
5.景観	<p>主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度</p> <p>本事業の実施に伴い新たに計画建築物(商業施設棟4階建て、駐車場施設棟5階建て)が出現するが、建築物の高さを多摩都市モノレールの駅舎高さと同程度に抑え、周辺の景観と調和するように配慮するとともに、モノレール側に平面駐車場を配置し、街路沿道や外構部及び屋上の緑化を行うことにより、開放的な賑わいのある空間を創出する。</p> <p>また、本事業の景観については「立川市景観条例」に基づいた届出を行い、立川市景観審議会の意見を尊重して計画する。</p> <p>したがって、評価の指標とした「モノレールからの眺めを意識した街並みが映える景観を形成する。」を満足するものとする。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>代表的な近景の眺望地点からは、ゴルフ練習場の防球ネットや支柱が撤去され、計画建築物が比較的大きく視認されるが、モノレール側に平面駐車場を配置し、街路沿道や外構部及び屋上の緑化を行うことにより、開放的な賑わいのある空間を創出している。</p> <p>やや離れた眺望地点からは、計画建築物の上部がわずかに視認される程度であり、スカイラインを大きく損なうことはない。</p> <p>また、本事業の景観については「立川市景観条例」に基づいた届出を行い、立川市景観審議会の意見を尊重して計画する。</p> <p>したがって、評価の指標とした「モノレールからの眺めを意識した街並みが映える景観を形成する。」を満足するものとする。</p>

表(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6.廃棄物	<p>建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量</p> <p>計画建築物の建設に伴い、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、ガラス・陶磁器、廃プラスチック、金属くず及び木くず等の建設廃棄物が発生し、それらの発生量は約 4,514 t と予測した。また、建設発生土の発生量は約 149,000 m³ と予測した。</p> <p>建設工事の実施にあたっては、建設資材等の省梱包化やプレカットによる余剰材の削減により、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき分別を徹底し再資源化等を図り、再資源化等ができない建設廃棄物については、専門業者に委託し、関係法令に基づき適正に処分を行う。建設廃棄物のリサイクル量は、「東京都建設リサイクル推進計画」の平成 27 年度の目標値及び「平成 20 年度建設副産物実態調査結果」を踏まえ、約 3,715 t と予測した。</p> <p>建設発生土は、可能な限り計画地内の埋戻し土として現場内での利用を図り、場外搬出量の抑制に努めるとともに、場外に搬出する建設発生土は、可能な限り工事間利用により他の建設工事での利用に努め、直接工事間利用ができない場合は、受入基準を遵守したうえで、建設発生土受入地等に搬出する。このことから、建設発生土は、全量をリサイクルまたは適正に処分すると予測した。</p> <p>したがって、評価の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の法令に示される事業者の責務を満足するものと考える。</p> <p>施設の供用に伴う廃棄物の種類及び排出量</p> <p>施設の供用に伴う廃棄物の種類及び発生量は、雑芥、生ごみ、古紙、段ボール及び廃プラスチック等が発生すると予測し、その発生量は、約 1,649 t /年と予測した。</p> <p>また、施設の供用に伴う廃棄物のリサイクル量は、約 1,250.7t/年と予測した。</p> <p>施設の供用に伴う廃棄物については、リサイクルや分別・収集に対応できるよう、適正な廃棄物保管施設を設置するとともに、テナント等関係者への啓発活動により、廃棄物の発生抑制及び分別を徹底し、リサイクルの推進を行う。</p> <p>したがって、評価の指標とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令に示される事業者の責務を満足するものと考える。</p>
7.温室効果ガス	<p>施設の供用に伴うエネルギーの使用による温室効果ガスの排出量及びその削減の程度</p> <p>本事業における温室効果ガス排出削減量は、年間 203t-CO₂ であり、温室効果ガス排出量は、年間 10,280t-CO₂ と予測した。</p> <p>また、省エネルギー性能は評価基準の段階 2 を目標とするとともに、省エネルギー型設備機器の採用や冷暖房設備の適切な温度設定、照明の適切な照度設定等の環境保全のための措置を講じエネルギー使用量を削減する。</p> <p>なお、温室効果ガス排出量については、「環境確保条例」に基づき建築物環境計画書の作成・提出を行う中で選定する設備で具体的に排出量を算出し、その内容について事後調査で明らかにする。</p> <p>したがって、評価の指標とした「地球温暖化対策の推進」に適合するものと考える。</p>